

「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」（伴走型支援）

コーディネート業務委託事業者選定に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザルの趣旨

武雄市地域雇用創造協議会（以下、「協議会」という）が実施する「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」（伴走型支援）（以下、「本事業」という）のコーディネート業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下、「本要領」という）は、本事業に係るコーディネート事業者の選定について、必要な事項を定める。

本事業に応募しようとする事業者は、本要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

2. 業務の概要

（1）業務名

「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」（伴走型支援）コーディネート業務

（2）業務内容

別紙『「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」（伴走型支援）コーディネート業務仕様書』による。

（3）履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 参加資格等

プロポーザル参加資格は参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- （2）武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- （3）会社更生法（平成14年法律154号）による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- （4）委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあること。
- （5）委託候補として選定された場合、提案した事業計画を自ら適切に実施できる体制にあり、事業実施に必要な免許、知識、経験、技術的能力及び資力、経営能力をもつ者を確実に配置できること。

4. 提案の手続き等

（1）事業者選定までのスケジュール

事 項	実施期間または期日
実施要領等の交付 武雄市ホームページ等	令和４年 ４月 26 日（火）から ５月 20 日（金）まで
質問票の受付	令和４年 ５月 16 日（月）正午まで
質問票への回答	令和４年 ５月 18 日（水）
参加表明書の受付	令和４年 ５月 20 日（金）正午まで
参加資格確認結果通知	令和４年 ５月 23 日（月）まで
企画提案書等の受付	令和４年 ６月 3 日（金）正午まで
書類選考の結果の通知（注１）	令和４年 ６月 10 日（金）頃
プレゼンテーション実施（応募者）	令和４年 ６月 中旬～下旬
優先交渉権者決定通知	令和４年 ６月 下旬
優先交渉権者選定結果公表 武雄市ホームページ等	令和４年 ６月 下旬

注１：参加者数が３を超える場合は、提案書の締め切り後、委託事業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

（２）実施要領等の交付

- ア. 交付期間 ： 令和４年 ４月 26 日（火）から ５月 20 日（金）正午まで
イ. 交付場所 ： 協議会 Facebook ページ、武雄市ホームページよりダウンロード可

（３）質問書の受付、回答

- ア. 質問受付期間 ： 令和４年 ４月 26 日（火）～５月 16 日（月）正午まで
イ. 提出書類 ： 質問書【様式第３号】
ウ. 提出方法 ： 電子メールで提出すること。ただし、提出後は事務局（本要領末尾記載）に対し電話で着信の確認を行うこと。
エ. 回答最終日 ： 令和４年 ５月 18 日（水）
オ. 質問回答方法 ： 質問者に対して回答を通知する。また、参加資格確認結果の通知に合わせ、すべての質疑回答を参加表明者全員に通知する。

（４）参加表明書の受付

- ア. 提出期限 ： 令和４年 ５月 20 日（金）正午まで
提出期限までに下記の提出書類を提出しない者、または参加資格に満たないものは、本公募型プロポーザルに参加することができない。
イ. 提出書類 ： 以下の書類を提出すること。
（ア）参加表明書、誓約書【様式第１号、様式第２号】

(イ) 会社紹介【任意様式、企業パンフレット等でも可】

(ウ) 商業・法人に係る履歴事項全部証明の写し

なお、(ア)～(ウ)の書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出。

ウ. 提出場所時間：本要領末尾記載

エ. 提出方法：持参もしくは郵送（令和4年5月19日（木）消印有効）
※郵送の場合は電話により受領したことを必ず確認すること。

オ. 提出部数：正本1部（要押印）

カ. 参加資格確認結果等の通知：令和4年5月23日（月）までに参加表明者全てに対し、電子メールにより通知する。

また、「支援事業者に関する追加資料」についても同様とする。

(5) 企画提案書等の受付

ア. 提出期限：令和4年6月3日（金）正午まで
提出期限までに下記の提出書類を提出しない者、または参加資格に満たないものは、本公募型プロポーザルに参加することができない。

イ. 提出書類：以下の書類を提出すること。
提出書類詳細については、『「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」（伴走型支援）コーディネート業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領』を参照。

(ア) 提案書【様式第4号1～3】

(イ) 支援対象事業者ごとのコーディネート内容企画提案（任意様式）

(ウ) 見積書（任意様式）

※事業協力者を配置する場合は、全事業者の概要を添付すること。

なお、事業者ごとに、上記（ア）【様式第4号ー2】の添付でも可。

ウ. 提出場所時間：本要領末尾記載

エ. 提出方法：持参もしくは郵送（令和4年6月2日（木）消印有効）
※郵送の場合は電話により受領したことを必ず確認すること。

オ. 提出部数：正本1部（要押印）、副本6部（押印不要）

(6) 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

ア. 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は受け付けない。

イ. 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市地域雇用創造協議会は、一切の責任を持たない。

5. 審査方法及び審査基準

(1) 選定委員会

- ア. 審査を行う委員会は『「魅力ある地域資源の開発・活用サポート事業」(伴走型支援)コーディネート委託事業者選定委員会』とする。
- イ. 選定委員会構成メンバーは6名とし、協議会の構成団体より推薦を受けた選考委員と外部有識者により構成する。
- ウ. 選定委員会に属する選考委員は非公開とする。
- エ. 選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者については、武雄市ホームページ等で公表する。

(2) 審査方法(優先交渉権者の決定)

選定委員会において提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

ア. 実施方法

- (ア) プレゼンテーション所要時間 20 分以内(厳守)、質疑応答 15 分とする。
所要時間超過については減点対象とする。
- (イ) 1 者ずつの呼び込み方式とする。対面の場合、スクリーン及びプロジェクターは、協議会が用意する。感染症拡大防止の観点等により Web で行う場合は、詳細について参加予定者に別途通知する。
- (ウ) 提案追加資料の配布等は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ. 実施日時及び場所

実施日は令和4年6月中旬～下旬とし、場所及び時刻等詳細については、別途通知する。

ウ. 優先交渉権者等の決定

選定委員会において審査し最低基準点(合計 360 点)に達したもののの中から優先交渉権及び交渉権者を1者ずつ選定する。

エ. 優先交渉権者選定通知

プレゼンテーションに参加した全事業者に対し、電子メールにて通知する。

(3) 審査基準

以下の項目等について審査する

ア. 業務内容の理解度と発展性

イ. 業務の計画案

ウ. アドバイザー（専門家）の体制

6. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「辞退届（任意様式）」を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては本要領末尾の問い合わせ先及び、書類提出窓口へ事前に電話連絡すること。

7. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- （１）提出書類に虚偽の記載をしたもの
- （２）選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの

8. 契約の締結

選定した優先交渉権者（優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断された場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、交渉権者）と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

9. その他留意事項

- （１）提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- （２）全ての提案書は返却しない。但し、提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- （３）提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- （４）提案者が１者であっても本提案競技は実施し、最低基準点（合計 360 点）に達した場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- （５）優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に準じる契約手続きの完了までは、協議会との契約関係を生じるものではない。
- （６）参加資格確認結果の通知により参加資格要件を満たさなかった旨の通知を受けた参加表明者は、その通知を受けた日から 7 日以内に書面によりその理由についての説明を求めることができる。
- （７）選定結果の通知を受けた者のうち受託者に選定されなかった者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、その通知を受けた日から 7 日以内に書面によりその理由についての説明を求めることができる。
- （８）契約締結にあたっては、優先交渉権者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。

10. 遵守事項（申込者は下記について承諾されたものとみなす）

- （１）武雄市全体の雇用促進につなげるため、当事業のプロセスやアドバイス等の情報

公開に協力すること。

- (2) 事前取り決めにない事案が生じたときは、協調的に解決すること。
- (3) 伴走する事業者の意見を柔軟に取り入れること。
- (4) 本プロポーザルを通じて得た支援対象事業者に関する企業情報については、本企画提案のみに利用するものとし、それ以外の利用については一切しないこと。

1 1. 問い合わせ先及び、書類提出窓口

武雄市地域雇用創造協議会（事務局：武雄市営業部商工観光課）

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

（事務局：武雄市役所 3 階 営業部 商工観光課内）

電話番号：0954-23-9237（直通） 担当：古川

E-mail：takeokoyou-info@yahoo.co.jp

対応時間：午前 9 時～正午まで、及び午後 1 時～午後 5 時まで。

土、日、祝日等の休日を除く。

以上